

## 令和9年度日野町固定資産標準宅地鑑定評価に係る不動産鑑定士選定基準

日野町が実施する令和9年度日野町固定資産標準宅地鑑定評価に係る不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）については次に定めるところにより選定する。

1. 次のすべてに該当する者であること。
  - ①過去に本町の業務または東近江地区内（東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町）の地価公示、地価調査もしくは国税の鑑定評価などの公的土地評価を担当した実績があること。
  - ②本町における鑑定評価を希望していること。
  - ③過去3年間において適正を欠く不動産鑑定評価を行ったことがないこと。  
また、過去に本町の業務を受託した者にあつては誠実に業務を行ったものであること。
  - ④滋賀県土地評価協議会（東近江地区分科会を含む）および鑑定評価に係る均衡調整の会議に出席が可能なこと。
2. 不動産鑑定士の人数は5名以内とする。  
なお、希望者が5名を超える場合にあつては、当町、東近江地区内の実績および滋賀県内全体での受託地点数のバランスを考慮した選定を行う。
3. 前任者のうち、少なくとも1名は継続して選任する。なお、継続して選任した不動産鑑定士にあつては、原則として担当地区を見直すものとする。
4. 不動産鑑定士の公的土地評価の実施および希望状況等の把握は、日野町に提出する「固定資産鑑定評価希望申出書」等により行う。